

兵庫県公報

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

平成19年4月3日 火曜日 第1863号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○尼崎市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	1
○尼崎市の区域内における町の区域変更（同）	1
○公印の新調（文書課）	2
○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施（消防課）	2
○平成18年兵庫県告示第925号（農業振興地域の変更）の一部改正（総合農政課）	5
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	6
○県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	6
○市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部改正（農産園芸課）	7
○保安林の指定の解除予定（森林保全部）	7
○同 上（同）	8
○建設業者に対する行政処分（県土企画局総務課）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	9
○都市計画の変更についての案の縦覧（都市計画課）	9
○都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等（まちづくり課）	11
○道路の位置指定（建築指導課）	29
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	30
○大規模小売店舗の変更に関する届出（東播磨県民局）	30
○大規模小売店舗の廃止に関する届出（阪神南県民局）	31
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	31

告 示

兵庫県告示第410号

尼崎市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成19年2月27日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、尼崎市長から届出があった。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

所 在 地	面 積
尼崎市東海岸町42及び43の地先の公有水面埋立地	35,984.87㎡

兵庫県告示第411号

尼崎市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

260条第1項の規定により、尼崎市長から届出があった。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

編入する区域		編入先の町
所在地	面積	
尼崎市東海岸町42及び43の地先の公有水面埋立地	35,984.87㎡	東海岸町

備考 地番は、平成19年2月19日現在の地番である。

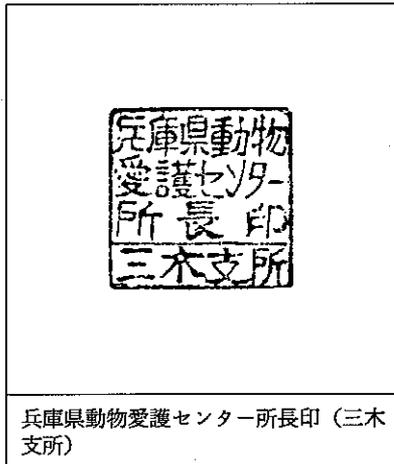
兵庫県告示第412号

次に掲げる公印を新調し、平成19年4月1日からその使用を開始した。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県告示第413号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

(1) 給油取扱所講習

（講習対象者）給油取扱所（自家用給油取扱所を含む。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場（所在地）	定員（人）
H19. 7. 10		加古川	101	加古川市民会館小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H19. 7. 20		豊岡	102	豊岡市立市民会館 大会議室 豊岡市立野町20-34	120
H19. 7. 26		神戸	103	兵庫県不動産会館 研修ホール 神戸市中央区北長狭通5-5-26	150

H19. 7. 31	13:30 ~ 16:30	三 田	104	三田駅前一番館(キッピーモール)6階多目的ホール 三田市駅前町2番1号	150
H19. 8. 8		姫 路	105	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H19. 8. 20		三 木	106	兵庫県広域防災センター 兵庫県消防学校2階講堂 三木市志染町御坂1-19	200
H19. 9. 21		明 石	107	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7	210
H19. 10. 29		尼 崎	108	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H19. 12. 6		神 戸	109	兵庫県不動産会館 研修ホール 神戸市中央区北長狭通5-5-26	150

(2) 石油コンビナート地区講習

(講習対象者) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場(所在地)	定員 (人)
H19. 9. 7	13:30 ~ 16:30	姫 路	201	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H19. 9. 14		高 砂	202	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H19. 10. 10		姫 路	203	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H19. 10. 17		神 戸	204	兵庫県不動産会館 研修ホール 神戸市中央区北長狭通5-5-26	150
H19. 11. 2		加古川	205	加古川市民会館小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

(3) その他一般講習

(講習対象者) 前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場(所在地)	定員 (人)
H19. 7. 3	13:30 ~ 16:30	高 砂	301	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H19. 7. 12		神 戸	302	兵庫県不動産会館 研修ホール 神戸市中央区北長狭通5-5-26	150
H19. 7. 13		姫 路	303	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H19. 7. 19		西 宮	304	西宮市フレンテホール 西宮市池田町11-1(フレンテ西宮5階)	240
H19. 7. 27		尼 崎	305	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H19. 8. 3		加古川	307	加古川市民会館小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H19. 8. 10		相 生	308	相生市民会館 相生市旭1-19-33	150
H19. 8. 28		尼 崎	309	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H19. 9. 20		神 戸	310	兵庫県不動産会館 研修ホール 神戸市中央区北長狭通5-5-26	150
H19. 10. 3		川 西	311	アステ川西 アステホール 川西市栄町25-1	150
H19. 10. 9		尼 崎	312	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200

H19. 10. 18	明 石	313	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7	210
H19. 11. 7	た つ の	315	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永	250
H19. 11. 14	神 戸	314	兵庫県不動産会館 研修ホール 神戸市中央区北長狭通5-5-26	150
H19. 11. 27	加 古 川	316	加古川市民会館小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H19. 11. 28	宝 塚	306	宝塚市立中央公民館 宝塚市伊子志1丁目4番1郷	100
H19. 12. 7	姫 路	317	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延未426-1	300
H20. 1. 30	伊 丹	318	スワンホール 多目的ホール 伊丹市昆陽池2-1	150
H20. 2. 6	姫 路	319	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延未426-1	150
H20. 2. 15	神 戸	320	兵庫県不動産会館 研修ホール 神戸市中央区北長狭通5-5-26	150

(4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場 (所在地)	定員 (人)
H19. 7. 25	13:30 ~ 16:30	淡 路	401	淡路消防ビル 大会議室 洲本市塩屋1-2-32	150
H19. 8. 21		篠 山	403	四季の森生涯学習センター 篠山市網掛429	300
H19. 9. 12		朝 来	404	朝来市和田山ジュピターホール 小ホール 朝来市和田山町玉置846-1	130
H19. 10. 30		加 西	402	加西市健康福祉会館 加西市北条町古坂1072-14	120
H19. 11. 16		姫 路	405	市川町文化センター コミュニティーホール 神崎郡市川町西川辺715	100
H19. 11. 29		尼 崎	406	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H19. 11. 30		豊 岡	407	豊岡市立市民会館 大会議室 豊岡市立野町20-34	120
H19. 12. 4		にしたか	408	西脇地域職業訓練センター 西脇市平野町189-1	150

2 講習科目及び時間

(1) 危険物関係法令に関する事項 (1時間)

- ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項 (2時間)

- ア 危険物施設の火災及び漏えいの事例並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

3 受講対象者

(1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 当該取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者。ただし、当該従事することとなった日から起算して過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。
- イ 平成16年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者 (平成17年度又は平成18年度に保安講習を

受講した者を除く。)

ウ 平成16年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者(平成17年度又は平成18年度に保安講習を受講した者を除く。)

(2) 現在は危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

4 受講申請手続

(1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

ア 一括申請用受講申請書

平成16年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、消防法第11条第1項前段の規定に基づく許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し又は占有する事業所で危険物の取扱作業に従事し、県内に所在する事業所等(以下「県内事業所等」という。)に所属している者を対象とした申請書として、平成19年4月下旬に財団法人兵庫県危険物安全協会から県内事業所等あてに受講案内書を同封して郵送する。

イ 個人申請用受講申請書

ア以外の者を対象とした申請書として、平成19年4月下旬に県内の各消防本部(局)及び消防署等、財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画管理部災害対策局消防課及び各県民局において個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布する。

(2) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16-3 兵庫県民会館4階

財団法人 兵庫県危険物安全協会

(3) 提出期間

平成19年5月7日(月)から同年5月25日(金)まで。ただし土曜日及び日曜日を除く。

毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

また、郵送による場合は、必ず配達記録郵便によることとする。

なお、提出期間中に定員に満たなかった講習日については、原則として当該講習日の2週間前まで受付を継続する。ただし、定員に達し次第受付を終了する。

(4) 受講手数料

受講申請者一人当たり4,700円分の兵庫県収入証紙を、受講申請書の手数料欄にはがれないように貼り付けること。

また、金額の過不足がないようにすること。

(5) その他

ア 受講希望日によっては、会場の都合等により希望日と異なる日を受講日に指定することがある。

イ 指定した講習日からの受講日の変更(欠席した後に再度受講を希望する場合を含む。)は、平成19年度内の講習日への変更に限って認める。ただし、変更の際には、前もって次の問い合わせ先に連絡すること。

5 講習についての問い合わせ先

(1) 財団法人兵庫県危険物安全協会

電話 (078) 333-8032

(2) 兵庫県企画管理部災害対策局消防課危険物係

電話 (078) 341-7711 内線 3418

兵庫県告示第414号

平成18年兵庫県告示第925号(農業振興地域の変更)の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

加東市に係る3の部分の部分を次のように改める。

3 サンロイヤルゴルフクラブ、ぜんカントリークラブ、高室池ゴルフ倶楽部、ヤシロカントリークラブ、東条湖カントリー倶楽部、レークスワンカントリー倶楽部、三田レークサイドカントリークラブ、ABCゴルフ倶楽部、旭国際東条カントリー倶楽部、グリーンエースカントリークラブ、滝野カントリー倶楽部迎賓館コース、グランドオークゴルフクラブ、グランドオークプレイヤーズコース、ウォーターヒルズゴルフ倶楽部、東条ゴルフ倶楽部、旭国際宇城カントリー倶楽部、タイガースゴルフクラブ及びキングスロードゴルフクラブの敷地であって、次の図面の緑色に着色した部分に該当するものの区域

兵庫県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年3月23日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
一般農道整備事業 (田畑輪換)	きすみの地区	平成19年4月3日から 同 月23日まで	小野市役所

兵庫県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成19年3月23日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	原地区	平成19年4月3日から 同 月23日まで	たつの市役所

兵庫県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
篠山市	村づくり交付金	篠山西部地区	平成19年4月3日から 同 月23日まで	篠山市役所
同上	中山間地域総合整備事業	篠山東部地区	同上	同上

兵庫県告示第418号

平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1の表を次のように改める。

作物名	奨励品種等の区分	種類	品 種 名
水 稲	基幹奨励品種	水稲うるち	ヒノヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ
	特定奨励品種	水稲うるち	フクヒカリ、どんとこい、日本晴、五百万石、兵庫北錦、兵庫夢錦、山田錦
		水稲もち	ヤマフクモチ、はりまもち
	認定品種	水稲うるち	華兵庫、兵庫ゆめおとめ
麦 類	基幹奨励品種	小 麦	シロガネコムギ
	特定奨励品種	六条大麦	シュンライ
	認定品種	小 麦	ふくほのか
大 豆	基幹奨励品種	白 大豆	サチユタカ
	認定品種	白 大豆	夢さよう

(注) 基幹奨励品種とは、品質、収量性及び栽培性ともに優秀であり、かつ、広域適応性が高いため、県が普及を促進する必要があると認める品種をいう。

特定奨励品種とは、品質、収量性及び栽培性に優れているが広域適応性が高いとは認められないため、特定の地域、特定の用途又は契約栽培に適するものとして、基幹奨励品種に準じて県が普及を促進する品種をいう。

認定品種とは、基幹奨励品種及び特定奨励品種に準ずる収量性及び栽培性を有するが、品質、適応地域の範囲又は市場性に未確定の事項があるため、暫定的に県が普及する品種をいう。

兵庫県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 解除予定保安林の所在場所
佐用郡佐用町奥海字郷嶋862の21（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部上郡農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 解除予定保安林の所在場所
丹波市柏原町上小倉字宮ノ尾1270の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第421号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日
平成19年3月13日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 浜野電気工業株式会社
主たる営業所の所在地 神戸市須磨区妙法寺字池ノ内820番地の17
代表者の氏名 濱野 猛
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-15）第114125号

3 処分の内容
建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部

(2) 期間
平成19年3月25日から同月31日までの7日間

4 処分の原因となった事実
浜野電気工業株式会社は、建設業法第3条第1項の許可を受けないで、平成17年5月から平成18年3月までに請け負って施工した神戸市内の新築工事において、請負額が500万円以上の消防施設工事を施工した。このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

兵庫県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月3日

から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年 4月 3日から 2 週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 4月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上村養父停車場線	養父市奥米地字長野659番から 同 市奥米地字長野663番まで	旧	6.0から 9.0まで	41.0	
		新	7.0から 9.0まで	41.0	

兵庫県告示第 423 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 4月 3日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年 4月 3日から 2 週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 4月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 若桜湯村温泉線	美方郡新温泉町湯字大城1684番41から 同 郡同 町湯字大城1684番51まで	旧	5.0から 19.0まで	235.0	
		新	14.0から 37.0まで	226.0	

兵庫県告示第 424 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成19年 4月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画道路

3.4.188号尼崎伊丹線

(2) 都市計画を変更しようとする土地の区域

尼崎市昭和通 3 丁目、昭和南通 3 丁目、神田北通 1 丁目、神田中通 1 丁目及び御園町

- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成19年4月3日から同月17日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び尼崎市都市整備局計画部都市施設計画担当
- 2(1) 都市計画の種類及び名称
西播都市計画道路
3.5.30号国道373号線
3.5.200号上郡駅前線
3.6.203号竹万上郡線
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域
[3.5.30号国道373号線]
赤穂郡上郡町上郡字町裏及び字本谷筋ノ七
[3.5.200号上郡駅前線]
赤穂郡上郡町上郡字川向ノ三、字町裏、字町家ノ二、字町家ノ五、字町家ノ六及び字丸尾上ミ
[3.6.203号竹万上郡線]
赤穂郡上郡町上郡字川向ノ二、字川向ノ三及び字川向ノ四並びに大持字東井ノ口及び字金色並びに井上字大橋
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成19年4月3日から同月17日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び赤穂郡上郡町都市整備課
- 3(1) 都市計画の種類及び名称
城崎都市計画道路
3.7.230号竹野佐津線
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域
豊岡市竹野町竹野字上広田、字広田、字下広田、字沖ノ田及び字大平井並びに竹野町草飼字一ツ橋、字家ノ前及び字毛子谷並びに竹野町切濱字イクシロ、字今坂、字堤谷、字大畑ケ、字コギ、字イエノワキ、字クマヤマ、字ドウド及び字ヨコハタケ並びに竹野町濱須井字大ラ及び字濱頭
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成19年4月3日から同月17日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課並びに豊岡市都市整備部都市整備課及び竹野総合支所地域整備課
- 4(1) 都市計画の種類及び名称
豊岡都市計画道路
3.5.2号豊岡駅立野線
3.5.4号豊岡駅上陰線
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域
[3.5.2号豊岡駅立野線]
豊岡市大手町
[3.5.4号豊岡駅上陰線]
豊岡市大手町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成19年4月3日から同月17日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び豊岡市都市整備部都市整備課
- 5(1) 都市計画の種類及び名称
出石都市計画道路
3.6.260号東條町弘原線
3.6.262号八木町線
3.6.265号谷山線

- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域
 [3.6.260号東條町弘原線]
 豊岡市出石町入佐字入佐町並びに出石町東條字東條町並びに出石町寺町字森ノ口及び字三井谷
 [3.6.262号八木町線]
 豊岡市出石町入佐字入佐町、出石町魚屋字魚屋町、出石町八木字八木町、出石町田結庄字田結庄町及び出石町柳字柳町
 [3.6.265号谷山線]
 豊岡市出石町入佐字入佐町並びに出石町材木字材木町並びに出石町下谷字谷山町及び字楊枝谷並びに出石町谷山字新町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
 平成19年4月3日から同月17日まで
- (4) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課並びに豊岡市都市整備部都市整備課及び出石総合支所地域整備課
- 6(1) 都市計画の種類及び名称
 日高都市計画道路
 3.5.10号浅倉鶴岡線
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域
 豊岡市日高町浅倉字小山崎、字小山及び字尾川並びに日高町岩中字上河原
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
 平成19年4月3日から同月17日まで
- (4) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課並びに豊岡市都市整備部都市整備課及び日高総合支所地域整備課

兵庫県告示第425号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により次の特別指定区域を指定したので、条例第8条第5項において準用する条例第5条第8項の規定により、次のとおり告示するとともに、関係図書を兵庫県庁及び加西市役所において縦覧に供する。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1(1) 特別指定区域の名称
 ①－1 甲和泉町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
 加西市和泉町字池尻、万所、出口、先祖口、西ノ山、中屋敷、ヲクノ谷、泉田、中河内、西浦及び宝ノ前の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
 条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
 平成19年4月3日
- 2(1) 特別指定区域の名称
 ①－2 乙和泉町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
 加西市和泉町字宮ノ前の全部並びに和泉町字中垣内、宝ノ前、岡ノ山、鳥居元、登り口、出口、中屋敷及び西浦の各一部並びに野上町字ヨコ枕及びニシラ田の各一部並びに池上町字旅所前の一部
- (3) 予定建築物等の用途
 条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
 平成19年4月3日

- 3(1) 特別指定区域の名称
①- 3 野上町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市野上町字ニシラ田、ヨコ枕、大日前、大年前、カタギヤシキ、大年元、ハザマ、ダケノ上、影の木及び六ノ坪の各一部並びに池上町字旅所前の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 4(1) 特別指定区域の名称
①- 4 池上町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市池上町字宮ノババ、御宿かち、旅所、旅所前、石橋、内畑、田畑、薬師谷、前田、長尾及び坂本の各一部並びに西野々町字六地藏及び高尾の各一部並びに野上町字ニシラ田の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 5(1) 特別指定区域の名称
①- 5 山田町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市山田町字東谷、上村中、釜ノ口、村西、芝崎、千後、下村中、サクラノ坪、六反田、広畑、観音堂、ハヶ田及び西ラの各一部並びに和泉町字小宝瀬及び若宮の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 6(1) 特別指定区域の名称
①- 6 満久町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市満久町字村前、村東、村内、西ノ笠、西僧、峠及び朝川の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 7(1) 特別指定区域の名称
①- 7 島町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市島町字屋敷田の全部並びに島町字土橋、丸町及び大北の各一部並びに満久町字村東の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 8(1) 特別指定区域の名称
①- 8 西野々町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市西野々町字才ノ神及び内端の全部並びに西野々町字沢ノ堂、高尾、カナヤ、六地藏、アンガハナ、青地及び宮ノ後の各一部並びに島町字丸町の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 9(1) 特別指定区域の名称
①-9馬渡谷町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市馬渡谷町字中垣内、村下、施筆、山添、東山、下垣内、野手、イナバ、掘ノ元、中谷及びソトワ
クチの各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 10(1) 特別指定区域の名称
①-10大工町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市大工町字中のかちの全部並びに大工町字けこうじ口、森ノ本、寺ノ下、松ノ下、向イダ及び広畑
ケの各一部並びに馬渡谷町字施筆の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 11(1) 特別指定区域の名称
①-11鍛冶屋町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市鍛冶屋町字千尾谷及び玉二谷池内の各一部並びに馬渡谷町字トホリの一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 12(1) 特別指定区域の名称
①-12油谷町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市油谷町字宮ノ下、宮田、奥池尻、東池流、丸山、大畑ケ及び旅所の各一部並びに田谷町字高月及
び宮ノ東の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 13(1) 特別指定区域の名称
①-13田谷町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市田谷町字佃及び岩ハナの全部並びに田谷町字ソノカチ、塚原、門ハナ、大木ノ上、どう田、前田、
丁田、上ノ山、はそば、森ケ内、宮ノ東、栗田、柳ヶ坪、高尾、薬ヶ谷及びロクロ谷の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 14(1) 特別指定区域の名称
①-14国正町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市国正町字上所、下所、西羅、前田、中曾根、小屋ノ下、折渡り、迎所、辻前、切池、乳母ヶ谷、

五助ヶ谷、宮ノ浦、御霊谷、尾ノ筋及び宮ノ前の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日

15(1) 特別指定区域の名称

①-15小印南町地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市小印南町字峯山、西、西前、前中、前東、アラ内、赤坂、上代、本村、石ノ脇、前田、林下、大内、向イ山、二反田、アシハ谷及び落合の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日

16(1) 特別指定区域の名称

①-16青野町地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市青野町字流尾、中垣内及び下垣内の全部並びに青野町字林ノ谷、岡、長谷、山ノ谷、土手ノ内、上垣内、上大沢、出口池尻、上ノ畑、堂ノ元、中大沢及び上皿地の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日

17(1) 特別指定区域の名称

①-17殿原町地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市殿原町字上川原、金山辻、井ノ元、丁田、倉ノ坪、柳田、大歳前、上ノ垣内、大将垣内、鈴ヶ森、寺ノ前、谷、辻井、前田、西市岡、東市岡、桃梨子、甲田、土ノ坪、草ノ木及び下川原の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日

18(1) 特別指定区域の名称

①-18鴨谷町地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市鴨谷町字中垣内、小山、後垣内、前垣内、巖島、宮ノ下、大木、道々、延引、大日前、清水、塩谷、妙売坂、山崎及び谷田の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日

19(1) 特別指定区域の名称

①-19笹倉町地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市笹倉町字フカタ、東かいち、西かいち、安カハナ、小竹生、出口、城ノ岡、堂ノ上、ハザイ、小向、前山、池田、アンノ上及び川ノ上の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日

- 20(1) 特別指定区域の名称
①-20中富町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市中富町字宮ノ元の全部並びに中富町字大將軍、礎辺、西ノ下、森ヶ坪、平田、前田、落合及び寿仙寺の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 21(1) 特別指定区域の名称
①-21越水町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市越水町字若宮の全部並びに越水町字池ノ上及び谷の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 22(1) 特別指定区域の名称
①-22北町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市北町字前畑の全部並びに北町字山根、野崎、谷田及び鈴ヶ森の各一部並びに殿原町字谷の一部並びに越水町字池ノ下の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 23(1) 特別指定区域の名称
①-23別所町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市別所町字千貫谷、カミ垣、前田、宮ノ前、上ノ山、茶屋ノ元、松ノ元、ソブソブ、池ノ内及び一本松の各一部並びに殿原町字大西野の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 24(1) 特別指定区域の名称
①-24上野町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市上野町字高橋、朝垣、村間、池ノ下及び野崎の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 25(1) 特別指定区域の名称
①-25田原町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市田原町字かまへの全部並びに田原町字大坪、山田、瓦ヶ山、森田、河原釜、稲荷前、アシカ、稲荷、中ノ峠、大歳、竹ヶ鼻、西垣内、門田、木原、局、宮ノ前、城ヶ辻、ぬの尻、前、清水、小山田、木ノ下、中垣内、天道、よふず、宮ノ下、恋場、ノギ及び堂ノ前の各一部
- (3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 26(1) 特別指定区域の名称
①-26網引町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市網引町字灰田の全部並びに網引町字小芝、上灰田、王子原、茶木之元、堀ノ前、中垣内、東垣内、針田、オノ木、葉ノ下ノ木、辻ノ外、市場、北浦、上垣内、西ノ窪及び芥田屋敷の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 27(1) 特別指定区域の名称
①-27南網引町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市網引町字甚次郎山、菰池、鴨ヶ谷及び糖塚の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 28(1) 特別指定区域の名称
①-28栄町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市栄町字高山上大道北一、高山上大道北二、村前、高山上大道南一、高山上大道南二、五領道西、三木道西一、大道南、三木道西二、三木道北二、三木道南一及び赤坂下の各一部並びに網引町字北山の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 29(1) 特別指定区域の名称
①-29桑原田町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市桑原田町字中条垣内の全部並びに桑原田町字堂ノ前、薬師ノ元、池ノ下、宮ノ前、西ノ前、西垣内、長畑ヶ、池ノ内、二宮ノ元、北ノ畑ヶ及び南山の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 30(1) 特別指定区域の名称
①-30繁陽町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市繁昌町字流、上田、流ウラ、恋ノ尻及び南惣中の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 31(1) 特別指定区域の名称
①-31繁昌町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域